

令和 4 年度京都府福祉人材育成認証制度推進事業業務委託募集に係る 企画提案仕様書

第 1 目的

「きょうと福祉人材育成認証制度（以下「認証制度」という。）」の普及及び活用を推進するとともに、新卒人材の確保事業を実施することにより、福祉人材を安定的に確保・養成するシステムを構築し、新卒人材の業界参入と定着を促進する。

第 2 業務の内容

次に掲げる認証制度推進事業及び大学等連携新卒者確保事業を連動させて効果的に実施することにより、大学等と福祉事業者（以下「事業者」という。）が連携して学生等を福祉人材として安定的に確保・養成するシステムを構築すること。

また、業務の実施にあたっては、きょうと介護・福祉ジョブネット（以下「ジョブネット」という。）の参画団体、京都府介護・福祉人材確保総合事業の関係団体及び関係機関と連携し、協力を得て実施するとともに、コロナ禍の状況を鑑みてオンラインを活用するなど柔軟に対応すること。

1 認証制度推進事業

(1) 宣言事業者の開拓等・ターゲットへの普及

ア 宣言事業者の開拓等

未宣言の事業者に対し、制度の趣旨及び支援事業を周知し、人材育成宣言を行うよう働きかけること。人材育成宣言の開拓にあたっては、未宣言事業者リストを作成し、宣言をしない事業者の状況を分析するとともに、小規模な事業者及び児童福祉分野の事業者を効果的に宣言に結びつける方策を提案すること。

また、宣言事業者数は、現状の約 840 から減少しないこと。

なお、人材育成宣言の対象は京都府内で次のいずれかに該当するサービス又は事業を運営する事業者とする。

(ア) 介護保険法に基づくサービス又は事業

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス又は事業

(ウ) その他児童施設など直接処遇職員の配置が必要とされているサービス又は事業

イ ターゲットへの普及

(ア) 就職支援機関及び大学等への周知及び活用促進

就職を支援する機関並びに大学就職担当者及び教員等に対し、認証制度の周知を行うとともに、求職者及び学生に対する認証制度の周知に係る協力を依頼すること。

(イ) 学生等への周知及び活用促進

学生及び保護者などに認証制度を普及させるため、ターゲットに応じた方法で制度の周知及び活用の促進を図ること。

(ウ) 認証事業者・上位認証法人情報の活用促進

学生等が認証事業者及び上位認証法人の公表情報を効果的に活用できるよう「kyoto294.net」等を用いて、認証事業者・上位認証法人の情報公表を行うこと。

(エ) 福祉人材確保・定着の情報を提供する WEB サイトの管理、保守及び運用

「kyoto294.net」を管理、保守及び運用し、ターゲットが効果的に活用できるよう

次の機能を高めること。

- a 福祉人材に関するポータルサイトとしての機能
- b 事業者が人材確保・育成に係る情報を入手できる機能
- c 福祉業界への就職情報を随時発信する機能
- d 認証制度の普及を目的とした機能
- e 認証事業者の情報を分かりやすく紹介する機能
- f その他必要な機能

(2) 事業者支援事務局業務の実施

次の業務の実施にあたっては、認証制度に係る事業者へのコンサルティングを担当する京都府委託事業者（以下「コンサル会社」という。）と密に連携し、必要な情報を共有の上、実施すること。

ア 宣言事業者の状況把握及び支援案内

宣言事業者の開拓で把握した宣言事業者のニーズや課題について、京都府に報告するとともにコンサル会社と連携の上、宣言事業者が認証申請に向けて必要な支援を活用するよう働きかけること。

イ 宣言書、宣言更新届、認証審査申請書及び認証更新申請書等の受付

事業者からの宣言及び認証等に関する問い合わせに対応するとともに、宣言書、宣言更新届、認証審査申請書、認証更新申請書等関連書類を受付け、内容確認の上、必要様式を揃えて京都府に提出すること。

ウ 現地確認等に係る事前調整及び現地確認の同行

京都府職員が認証申請及び認証更新申請に対し現地確認等を行う際に、必要書類を事業者から回収し京都府に提出する他、訪問日程の調整等、必要な事前調整業務を行うこと。また、認証申請に係る現地確認に同行し、審査の補助及び事業所内の現物確認及び記録を行うこと。

エ 認証事業者及び上位認証法人の情報公表

認証事業者及び上位認証法人の公表情報の内容、公表方法について事業者等へ指示を行うこと。

オ 事業者との連絡調整

認証制度及び下記大学等連携新卒者確保事業の運営及び促進にあたり、宣言・認証事業者及び上位認証法人からの情報収集及び事業者等への必要情報の提供を行うこと。

2 大学等連携新卒者確保事業

(1) 業界育成事業の実施

福祉業界、福祉事業者が人材確保の当事者として、積極的に人材確保に取り組む意識、知識及びスキルを育成・醸成するため、次の事業を実施すること。

ア ジョブネット内プロジェクトチームの運営

ジョブネットの業界育成プロジェクトチーム（仮称）（以下「PT」という。）を運営し、次の事項について検討すること。なお、必要に応じて講師の招聘やコーディネーターを配置すること。

- (ア) 福祉職場の魅力を発信できる人材の育成
- (イ) 大学生等に向けた福祉業界の魅力を啓発するイベントやセミナーの実施
- (ウ) その他 PT で議題とする項目

イ 福祉職場の魅力を発信できる人材の育成及び管理

福祉業界への参入促進に資するため、福祉職場の魅力を発信できる人材（若手・中堅職員等）を研修等で養成し、京都府介護・福祉人材確保総合事業で共同できるようリスト化して管理すること。

ウ 採用力向上研修

福祉事業者の経営管理及び採用を担当する者を対象に採用力の向上に資する研修を行うこと。（年3回以上）

エ 福祉業界研究イベント・セミナーの実施

大学生等を対象に広く福祉業界の魅力を発信し、福祉業界での就活を促進するイベントを行うこと。

(2) 大学等協働事業の実施

大学等協働事業の実施にあたっては、大学等に対し全ての協働事業プログラムを示し、事業実施を希望する大学等と協働して、次の事業を実施し、併せて効果検証を行うこと。

また、京都府北部地域において福祉人材確保事業等を担当する京都府委託事業者が実施する大学実習受入事業等と十分に連携の上、業務を実施すること。

ア 福祉職場インターンシップ

大学生等が夏季休暇等を活用して参加できるインターンシップを行うこと。（年2回以上）

また、「連携型インターンシップ（仮称）」として、認証事業者等及び受入事業所周辺の小規模法人等との連携・協働による福祉現場体験の受入を試行的に実施すること。

(ア) 参加学生の募集・調整

大学等が周知及び募集するインターンシップ制度と連携して参加学生を募集すること。（150名程度）

(イ) 受入事業所の募集・調整

学生の受入を希望する事業者を募集すること。

(ウ) 事前・事後学習の実施

参加学生に対しては、インターンシップ前に介護・福祉施設における知識やマナーについての事前学習を行い、インターンシップ後には、事後学習として、学生の福祉業界への就業意欲を高めることに繋がる機会を設けること。

また、受入事業者に対しては、上記「採用力向上研修」を案内するなど、受入プログラムの作成や学生の受入体制の整備等について必要な知識を修得する機会を設けること。

なお、事前・事後学習の内容等については、上記PT等を活用し、福祉業界及び京都府福祉人材・研修センターを含めて検討を進めること。

(エ) 実施期間中のフォロー

実施期間中も必要に応じて参加学生のフォローを行うこと。

(オ) 連携・協働の支援

認証事業者等の受入担当者の養成、受入担当者同士の横のつながりづくり並びに養成校及び資格団体との協働関係の構築を促す支援を行うこと。

イ 連携型インターンシップ（仮称）

アの連携型インターンシップ（仮称）を実施するにあたっては、認証事業者等と受入

事業所周辺の小規模法人とが連携・協働し、大学生等若者が効果的な福祉の学びができるプログラムを構築できるよう支援するとともに、学生受入にあたっては参画事業所間の連携・協働が円滑に行えるよう支援すること。

また、ジョブネット、京都府介護・福祉人材確保総合事業の関係団体及び関係機関と連携し、協力を得て、複数の法人又は事業所で学生の福祉現場体験の受入を進めるためのコーディネートができる仕組みを構築すること。

ウ 学内合同就職説明会

大学等が主催する学内合同就職説明会に京都府内の福祉事業所を出展させ、新卒者の人材確保に繋げること。

エ 学内就職ガイダンス

福祉業界への就業意欲に繋がるガイダンス企画を大学等に提案し、大学等キャリアセンターが実施する就職ガイダンス等において福祉業界の魅力を発信すること。

オ 出前講座

大学等の教員と連携し、大学等が実施する福祉に関する講義へ講師を派遣すること。

(3) 福祉就活サポートプログラムの実施

就職先が決定していない大学生等に対し、カウンセリングや新卒採用計画がある事業者への職場体験等の機会を提供するなど、就職活動を支援することにより、福祉人材の確保・定着を図ること。(参加学生数 40 名以上、内定取得学生数 10 名以上)

また、これまで福祉に関する講義や実習を履修していない学生も安心して就職できるよう内定者に対しては、就業前研修(介護職員初任者研修や社会人基礎研修)を実施すること。

ア 参加学生の公募

京都府及び京都府に隣接する府県の大学及び短期大学等の就職支援担当部署、福祉人材・研修センター、京都ジョブパーク並びにハローワーク等の就労支援機関と協力し、事業の広報及び説明会の開催により、次に掲げる要件の全てを満たす学生を公募すること。

①福祉事業所への就業の意思を有する令和5年3月卒業見込みの学生

②本事業による事前研修及び就業前研修等への参加を含む就職活動を行うことができる学生

イ 参加事業者の募集

学生の就職活動に対する支援であるという事業趣旨に賛同し、本事業への参加により新卒学生の採用を希望する事業者を募集する。

なお、対象となる事業者は、認証事業者及び上位認証法人とする。

ウ 学生の就職活動の支援

本事業への参加を希望する学生に対し、福祉事業所への就業意思を確認するとともに、福祉事業所への就業に不安がある学生に対しては、事前研修、職場体験及びカウンセリングその他必要な講習等を実施することで就職活動の支援を行うこと。

なお、職場体験については、京都府北部地域の福祉人材確保のため、参加学生の内5名以上を京都府北部地域の福祉事業所で行うこと。

エ 参加事業者への助言等

学生の採用及び定着に関し、必要に応じて助言を行うこと。

オ 就職決定者の把握

職場体験終了後、参加事業者の採用意向を調査し、就職決定者（内定者）の把握を行うこと。

カ 就業前研修の実施

本事業への参加により内定を得た学生に対し、介護職員初任者研修及び社会人基礎研修等福祉事業所への定着に資するために就業前に習得すべき知識・技術について研修を行うこと。

キ 費用負担について

（ア）参加学生の負担

参加学生から参加費は徴収しないが、事前研修、職場体験を含む就職活動及び就業前研修への参加に係る交通費は参加学生の負担とする。ただし、京都府北部地域の事業所への職場体験、就職活動に係る旅費について、京都府が必要と認める部分については本事業において負担するものとする。

（イ）参加事業者の負担

参加事業者から参加費は徴収しないが、採用活動及び事業者対象研修会等への参加に係る交通費は参加事業者負担とする。また、参加事業者は、本事業による採用予定者に対する就業前研修の費用（実費）の一部を負担するものとする。

3 業務の報告

（1）定期的な報告

業務の遂行について、京都府の求めにより適時報告をすること。

また、毎月定期的に京都府に進捗状況を報告すること。

（2）報告書の作成

認証制度について、大学、学生及び事業者等への調査及び検証を行い、次年度につながる効果的な実施方法等を報告書にまとめること。

第3 委託業務の実施方法

上記第2の委託業務を実施するために、下記のとおり実施体制等を整えること。

1 実施体制

次に掲げる者を配置すること。

- （1）京都府福祉人材育成認証制度推進事業業務の進捗管理、京都府及び関連事業・機関との調整等を行う事業推進責任者
- （2）宣言事業者の開拓、事業者の現状把握及び折衝、認証制度の現地確認の同行、認証制度の周知（WEB）等を行う制度推進担当者
- （3）認証制度に関する書類確認や事業所との連絡調整、宣言・認証事業者に関わる各種データ管理等を行う事業者支援担当者
- （4）認証制度、大学等協働事業及び福祉就活サポートプログラムの大学等への周知及び活用促進を行う大学協働事業担当者
- （5）福祉就活サポートプログラム参加学生の就職支援を行うカウンセラー

2 委託業務の実施場所

委託業務の実施にあたっては、京都市南区東九条下殿田町 43 メルクリオキオト 202 号室（46.08 m²）と 203 号室（48.82 m²）において行うこと。

また、両物件は、京都府の調整により、他受託事業者との共同利用となる場合がある。

第4 業務推進上の留意点

- 1 原則、学生、既卒者及び事業者から参加費は徴収しないが、教材費など実費分を徴収する場合は、その内容及び額を京都府と協議して定めること。
- 2 本業務に係る経費については、他業務経費と明確に区分すること。
- 3 委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること。
- 4 事業の実施に当たっては、必要に応じ、車椅子で来場できる会場の選定や手話通訳者の配置など、障害のある方にも配慮すること。
- 5 本業務が完了したときは、第2の3のほか、京都府の定める方法により報告書を提出すること。

第5 その他

- 1 国及び京都府の事業展開により、京都府及び受託事業者の協議により、新たな業務が加わることもある。
- 2 本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属するものとする。
- 3 メルクリオキオト202号室及び203号室の賃借料(共益費含む)、電気代は京都府が負担する。
- 4 年間目標数又は企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にも関わらず受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
- 5 その他契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。